

国際課税のケース・スタディ

外国法事務弁護士等の課税関係

〔事例〕

パートナーシップ形態で弁護士業務を営む米国の弁護士事務所Aは、わが国に外国法事務弁護士事務所を開設した。Aはパートナー100名から成るが、うち1名が外国法事務弁護士(甲)でわが国の居住者として日本において業務に従事し、他の99名はわが国の非居住者(米国の居住者)としてその業務は国外において行われている。このような場合、わが国に所在する外国法事務弁護士事務所に対する課税はどのようになるのか。

〔ポイント〕

- 1 外国法事務弁護士とはなにか
- 2 外国法事務弁護士事務所の業務の内容
- 3 外国法事務弁護士事務所の構成
- 4 外国法事務弁護士事務所の課税関係

〔検討〕

1 外国法事務弁護士とはなにか

外国法事務弁護士とは、外国法弁護士が「外国法弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」により、法務大臣の承認を得、かつ、外国法事務弁護士名簿の登録を受けた者をいう(同法2三)。外国法弁護士とは、外国(法務省令で定める連邦国家にあっては、その連邦国家の州、属領その他の構成単位で法務省令で定めるものを

いう)において、法律事務を行うことを職務とする者で、わが国の弁護士に相当するものをいう(同法2二)。

外国法事務弁護士の職務は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、原資格国法に関する法律事務を行うこととされている(同法3)。例えば、甲が米国のカリフォルニア州の弁護士資格を有する場合、カリフォルニア州法及び連邦法に関する法律事務を行うこととなる。

2 外国法事務弁護士事務所の業務の内容

(1) 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所の名称を使用することが必要とされ、その名称中に当該外国法事務弁護士の全部又は一部の者の氏名を用いなければならない(同法45)。外国法事務弁護士は、1年のうち180日以上わが国に在留しなければならない(同法48)。

(2) 外国法事務弁護士事務所の業務は、通常、法律事務(クライアント業務)、米国のAパートナーシップへの引継ぎ業務(本件の場合、カリフォルニア州法以外の州法に関する法律事務)及びAパートナーシップ本体のための業務に区分される。

甲の場合、その者の登録しているカリフォルニア州法及び連邦法に関する業務がその者の関与できる範囲ないし限界となる。カリフォルニア州法及び連邦法以外の法律事務については、本国にいるそれらの州法の資格を有する弁護士がその業務に従事することとなる。

3 外国法事務弁護士事務所の構成

一般的に外国法事務弁護士事務所は、わが国に居住していないパートナーと事務所を代表する居住パートナー（外国法事務弁護士）が経営し、社員である若干の外国法事務弁護士（居住者）を有している。また、弁護士事務所のパートナーシップは、全て general partner（無限責任社員）から成り、その者の経験、実績等により、その持分が異なる。持分の見直しは、少なくとも年1回以上行われる。

4 外国法事務弁護士事務所の課税関係

(1) 居住形態

外国法事務弁護士事務所の名称に使われている外国法事務弁護士（パートナー）については、わが国に1年の半分以上の居住義務があり、通常、居住者の場合が多い。その他のパートナーは、わが国に居住していないので、非居住者の場合が多い。

(2) 課税形態

課税形態は、原則として民法上の組合の場合と同様に取り扱われ、各パートナーが弁護士事務所

を営んでいるものとして、各パートナーごとにその持分に応じて申告することになる。

わが国に居住していない99名の各パートナーは、非居住者として、それぞれわが国に事務所（恒久的施設）を有することとなるので、その国内源泉所得が総合課税の対象とされる。

わが国に滞在する外国法事務弁護士は、居住者として、通常の日本人弁護士の場合と同様の課税を受けることとなる。

(3) 課税所得の範囲

イ 非居住者である99名は、恒久的施設をわが国に有しているので、外国法事務弁護士事務所の稼得した国内源泉所得のほか、Aパートナーシップが他にわが国の国内源泉所得を有している場合、国内源泉所得をすべて総合して課税されることになる（所法164④）。しかしながら、本事例の場合には、Aパートナーシップの99名は、米国の居住者であることから、日米租税条約の規定により、恒久的施設に帰属するものが国内源泉所得として、総合課税され、恒久的施設に帰属しない国内源泉所得は、分離して課税されることになる。

延滞税から重加算税までを体系的に解明!!

附帯税の事例研究

品川芳宣 著

定価 3,500円
(本体3,398円)
A5上製函入
〒 310円

■本書は附帯税に係る判例・裁決例約600例を分析し、体系化するとともに、その課税実務から争訟事件にいたるまでの諸問題をやさしく解説したものです。

財 経 詳 報 社

ロ 外国法事務弁護士甲は、わが国の居住者（非永住者）として、わが国の国内源泉所得、及び国外源泉所得でわが国で支払われ又は送金されたものが課税所得となる。

(4) 収入金額及び必要経費

次の業務の区分により、それぞれ次のとおり課税上の扱いが異なる。

イ 通常の法律事務（クライアント業務）

通常の事業の場合と同様に、その収入と経費が収入金額及び必要経費となる。

ロ Aパートナーシップへの引継ぎ業務

その事務所が関与できない仕事を、Aパートナーシップに引き継いだ場合、その収入は、わが国の事務所の収入とはならない。この引継ぎ業務に要したコストは国内源泉所得に係るものでないので、所得金額の算定上必要経費として控除することはできない。

ハ パートナーシップ本体のための業務

わが国にある外国法事務弁護士事務所に関係のない費用であるから、それに対応する費用は、必要経費に算入されない（所令292③）。

(5) その他

居住パートナーである外国法事務弁護士上の居宅の家賃について、Aパートナーシップの社員として法定家賃の適用の有無の問題があるが、甲自体が税務上事業主とされることから、法定家賃の適用はなく、その費用は、必要経費とならない。

(計算例)

米国のAパートナーシップ（パートナー100名、内1名が外国法事務弁護士甲）

収入 100,000,000円
経費 90,000,000円

経費のうち、12,000,000円が甲の家賃の費用である。

外国法事務弁護士甲は、米国のAパートナーシップから、8,000,000円の送金を受けて

いる。Aパートナーシップへの引継ぎ事務と本体業務はないものとする。

パートナーシップA

- ①収入金額 100,000,000円
- ②必要経費 78,000,000円（90,000,000円－12,000,000円、事業主のための家賃であることから、必要経費とならない）
- ③全体の事業所得の金額（①－②）
22,000,000円
- ④各パートナーの事業所得の金額（③×1/100）
220,000円

外国法事務弁護士甲

- ①パートナーとしての事業所得の金額 220,000円
- ②送金額（甲の国外源泉所得10,000,000円と仮定） 8,000,000円
- ③外国法事務弁護士としての経済的利益（家賃分） 12,000,000円
- ④家賃分についての二重課税の調整額 120,000円
- ⑤甲の事業所得の金額（①＋②＋③－④） 20,100,000円
- ⑥課税所得 19,750,000円
（20,100,000円－350,000円（基礎控除額））

（税理士 小沢 進）